

令和6年(2024年)

10月
から
(12月支給分から)

もっと子育て応援! 児童手当

児童手当制度が 高校生年代まで拡充されました。

申請が必要な保護者の方 があります。ご注意ください

Q1. 誰がもらえるの?

0歳～高校生年代までの
児童を育てている方
(18歳到達後の最初の年度末まで)

Q2. いくらもらえるの?

手当月額

3歳未満

第一子・第二子 月 15,000円
第三子以降 月 30,000円

3歳～18歳

18歳到達後の
最初の年度末まで

第一子・第二子 月 10,000円
第三子以降 月 30,000円

所得制限

所得制限なし

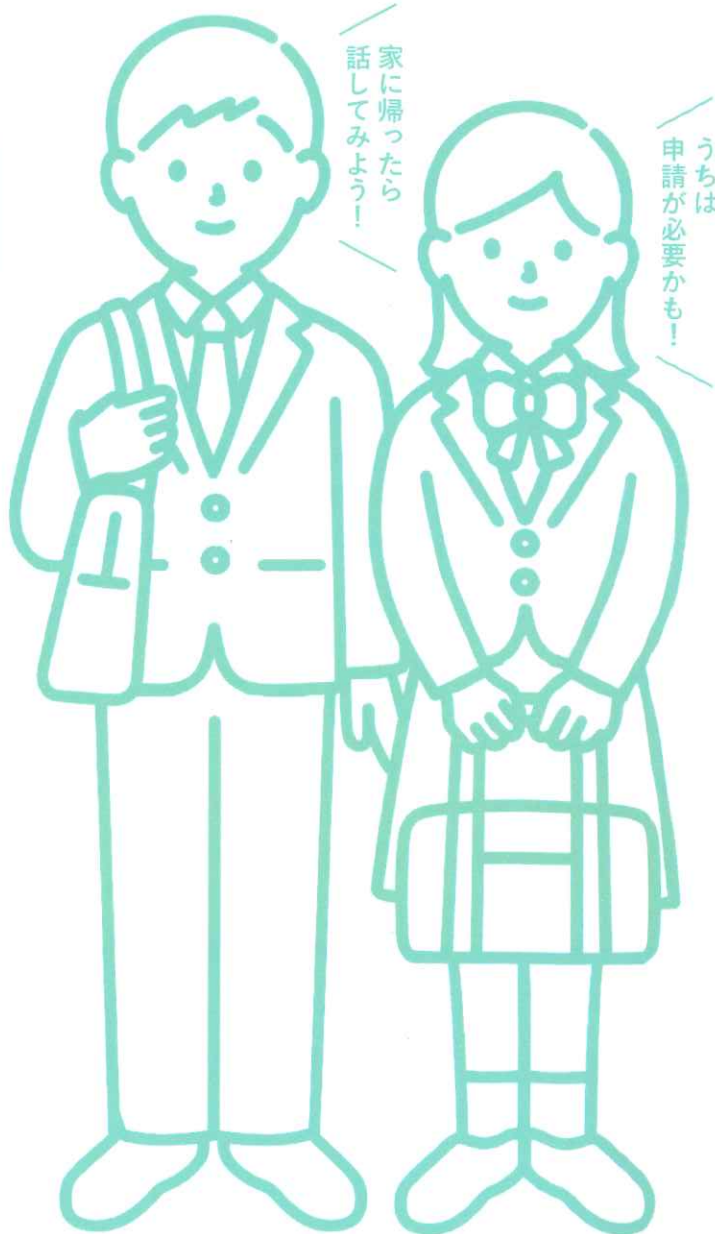
※特例給付は無くなり、受給者全員が上記の支給額に。
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

Q3. いつもらえるの?

支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月 (年6回)

※各前月までの2か月分を支給



申請について

お心当たりのある方は、下記窓口お気軽にご相談ください。

福智町役場1F 児童手当制度改正窓口 TEL:0947-22-3700

こどもまんなか
こども家庭庁

児童手当の申請など詳細についてはこちらをご参照ください

福智町 公式ホームページ 児童手当制度の改正について

<https://www.town.fukuchi.lg.jp/soshiki/hoken/kosodatechien/teate/3841.html>



※この給付には、社会保険で子ども・子育てを支えるための『子ども・子育て支援金』（令和8年度から開始）が充てられます（全世代・事業主の皆様は、医療保険料とあわせて負担能力に応じて拠出いただきます）。支援金は、社会保険分野の徹底した歳出改革等による社会保険負担軽減効果の範囲内で導入することとしています。